

第136期 定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

平成30年6月22日（金曜日）午前10時

■ 開催場所

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
当行本店9階会議室
(裏表紙のご案内略図をご覧ください。)

インターネットおよび郵送による 議決権行使期限

平成30年6月21日（木曜日）午後5時15分



The Bank of Iwate, Ltd.

証券コード：8345

目次

第136期定時株主総会招集ご通知……………	1
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件……………	3
第2号議案 定款一部変更の件……………	5
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役 を除く）10名選任の件……………	11
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件…	18
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役 を除く）の報酬額設定の件……………	21
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件…	22
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役 および社外取締役を除く）に対す るストックオプション報酬額およ び内容決定の件……………	22
(添付書類)	
事業報告……………	26
計算書類……………	46
連結計算書類……………	48
監査報告書……………	50
インターネットにより議決権を行使される場合 のお手続きについて……………	53
株主総会会場ご案内略図	

株 主 各 位

証券コード 8345
平成30年5月31日

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

株式会社 **岩 手 銀 行**
取締役頭取 **田口 幸雄**

第136期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。
さて、当行第136期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月21日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成30年6月22日（金曜日）午前10時
2 場 所	岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号 当行本店 9階会議室
3 株主総会の 目的事項	報告事項 1.第136期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件 2.第136期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

4 議決権の行使についてのご案内

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月21日（木曜日）午後5時15分までに到着するようにご送付ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当行指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記（53ページから54ページまで）の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認いただき、平成30年6月21日（木曜日）午後5時15分までに行ってくださいますようお願い申し上げます。

【複数回にわたり行使された場合の取扱い】

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以 上



- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（<https://www.iwatebank.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の内容を当行ホームページ（<https://www.iwatebank.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行業として公共性と経営の健全性確保の観点から、内部留保の充実を図るとともに、株主のみなさまへ安定的な配当を継続することを基本方針としております。この配当方針のもと、第136期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境ならびに今後の事業展開を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式1株につき金 35円 なお、この場合の配当総額は626,736,320円となります。これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき35円と合わせ、年間の配当金は1株につき70円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 5,000,000,000円
増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金 5,000,000,000円

【第2号議案から第7号議案に共通する参考事項】

当行は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号、以下「改正会社法」といいます。）によって新たな機関設計として創設された「監査等委員会設置会社」に移行したいと存じます。本招集ご通知の5ページから24ページに記載の第2号議案から第7号議案は、いずれも移行に関する議案ですので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の概要および当行が監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する理由についてご説明申し上げます。

■監査等委員会設置会社の概要

- 監査等委員会設置会社とは、監査等委員会を置く株式会社をいいますが、監査役や監査役会を置くことはできません。
- 監査等委員会は、3名以上の監査等委員である取締役で構成され、かつ、その過半数は社外取締役でなければなりません。
- 監査等委員以外の取締役の任期は1年であるのに対して、監査等委員である取締役の任期は2年となります。
- 監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有しており、取締役の選任・解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除きます。）に関与します。また、監査等委員会が選定した監査等委員は、監査等委員以外の取締役の選任・解任や報酬について、株主総会で意見を述べる権限も有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能がより強化されております。
- 監査等委員会設置会社は、定款の定めがある場合等において、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これにより、委任を受けた取締役が業務上の意思決定を迅速に行い、機動的に業務執行することが可能となります。一方で、取締役会は業務執行者に対する監督機能を強化することが可能となります。

■移行する理由

当行は、監査等委員会設置会社に移行することで、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含みます。）に取締役会における議決権を付与し、取締役会の監督機能をより強化するとともに、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、更なる企業価値向上を図ってまいります。

■第2号議案から第7号議案について

監査等委員会設置会社に移行するためには、定款を変更する必要がありますので、第2号議案「定款一部変更の件」において、ご提案するものであります。

また、監査等委員会設置会社においては、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して選任する必要があることから、第3号議案では監査等委員以外の取締役の選任を、第4号議案では監査等委員である取締役の選任を、それぞれご提案するものであります。

さらに、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬額も、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して定めなければならないことから、第5号議案では監査等委員以外の取締役の報酬額を、第6号議案では監査等委員である取締役の報酬額を、また、第7号議案では取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）に対するストックオプション報酬額および内容決定を、それぞれご提案するものであります。

1. 提案の理由

当行は、監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と企業価値の向上に取組むことを目的として、改正会社法により新たな機関設計として創設された監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

つきましては、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除を行うものであります。

また、上記の変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(機関)	(機関)
第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 当銀行の取締役は、12名以内とする。 (新設) (選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 当銀行の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、12名以内とする。 2. <u>当銀行の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (選任方法) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (任期) 第22条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	4. <u>会社法第329条第3項に基づく補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役2名以内を選定する。	第23条 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から、代表取締役2名以内を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取各1名、専務取締役2名以内、常務取締役5名以内を定めることができる。	2. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から、取締役会長、取締役頭取各1名、専務取締役2名以内、常務取締役5名以内を定めることができる。
(取締役会)	(取締役会)
第24条 取締役会の組織ならびに運営については、法令または定款に別段の定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。	第24条 取締役会の組織ならびに運営については、法令または本定款に別段の定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議の省略) 第26条 当銀行は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 第28条 (記載省略) (新設) 第5章 <u>監査役および監査役会</u> (新設)	(取締役会の決議の省略) 第26条 当銀行は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> 第28条 (現行どおり) <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第29条 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第5章 <u>監査等委員会</u> <u>(監査等委員会)</u> 第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めのあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
	2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
	第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(員数)	(削除)
第29条 <u>当銀行の監査役は、4名以内とする。</u>	
(選任方法)	(削除)
第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>	
2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
(任期)	(削除)
第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
(常勤の監査役)	(削除)
第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会)</u> 第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めのあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>(報酬等)</u> 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> <u>(監査役との責任限定契約)</u> 第36条 <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u> 第6章 計 算 第37条～第40条 (記載省略)	(削除) (削除) (削除) (削除) 第6章 計 算 第33条～第36条 (現行どおり)

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（12名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）10名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当行における地位	取締役会の出席状況
1	たか はし まさ ひろ 高 橋 真 裕	代表取締役会長 再任	14回/14回 (100%)
2	た べち さち お 田 口 幸 雄	代表取締役頭取 再任	14回/14回 (100%)
3	み うら しげ き 三 浦 茂 樹	常務取締役 再任	14回/14回 (100%)
4	きく ち み き お 菊 地 美 貴 男	常務取締役 再任	14回/14回 (100%)
5	たか はし ひろ あき 高 橋 博 昭	常務取締役 再任	14回/14回 (100%)
6	さ とう もとむ 佐 藤 求	取締役 再任	14回/14回 (100%)
7	さ さ き やす し 佐々木 泰 司	取締役 再任	14回/14回 (100%)
8	み うら ひろし 三 浦 宏	社外取締役 再任 社外 独立	13回/14回 (92%)
9	たか はし あつし 高 橋 温	社外取締役 再任 社外 独立	13回/14回 (92%)
10	う べ ふみ お 宇 部 文 雄	社外取締役 再任 社外 独立	14回/14回 (100%)

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 行 株 式 の 数
1	たかはし まさひろ 高橋 真裕 (昭和25年12月25日生) 再 任	昭和48年 4 月 当行入行 平成12年 4 月 同 審査部長 平成14年 7 月 同 執行役員審査部長 平成15年 6 月 同 常務取締役 平成19年 6 月 同 代表取締役頭取 平成26年 6 月 同 代表取締役会長（現任）	4,900株
【取締役候補者とした理由】 平成19年6月の代表取締役頭取就任以来、当行の経営を的確・効率的に担っております。平成26年6月からは代表取締役会長に就任しており、豊富な経験と実績により銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者いたしました。			
2	たぐち さちお 田口 幸雄 (昭和28年9月28日生) 再 任	昭和52年 4 月 当行入行 平成15年 6 月 同 個人営業部長 平成18年 7 月 同 執行役員個人営業部長 平成19年 6 月 同 執行役員東京営業部長 平成21年 6 月 同 取締役東京営業部長 平成22年 6 月 同 常務取締役 平成25年 6 月 同 専務取締役 平成26年 6 月 同 代表取締役頭取（現任）	2,700株
【取締役候補者とした理由】 平成21年6月の取締役就任以来、東京営業部長のほか、審査・営業・市場・企画部門等を統括するなど、本部・営業店いずれの業務についても経験が豊富であり、バランス感覚に優れております。平成26年6月からは代表取締役頭取として当行の経営を担っており、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 する 当 行 株 式 の 数
3	みうら しげき 三浦 茂樹 (昭和32年11月25日生) 再 任	昭和56年 4 月 当行入行 平成19年 6 月 同 個人営業部長 平成22年 4 月 同 宮古中央支店長 平成24年 6 月 同 総合企画部長 平成24年 7 月 同 執行役員総合企画部長 平成25年 4 月 同 執行役員総合企画部長兼広報CSR室長 平成25年 6 月 同 取締役総合企画部長兼広報CSR室長 平成26年 4 月 同 取締役総合企画部長 平成27年 6 月 同 常務取締役（現任） （総合企画部、総務部、リスク統括部担当）	3,300株
【取締役候補者とした理由】 平成25年 6 月から取締役総合企画部長を務めたほか、平成27年 6 月からは常務取締役として審査・リスク統括・総合企画・総務部門を統括するなど、業務全般を熟知しており、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者といいたしました。			
4	きくち みきお 菊地 美貴男 (昭和34年12月27日生) 再 任	昭和57年 4 月 当行入行 平成20年 7 月 同 法人営業部長 平成22年 4 月 同 八戸営業部長 平成25年 6 月 同 仙台営業部長 平成25年 7 月 同 執行役員仙台営業部長 平成26年 6 月 同 取締役仙台営業部長 平成28年 4 月 同 取締役法人戦略部長 平成28年 6 月 同 常務取締役法人戦略部長委嘱 平成29年 4 月 同 常務取締役（現任） （事務統括部、システム部担当）	1,000株
【取締役候補者とした理由】 平成26年 6 月の取締役就任以来、仙台営業部長や法人戦略部長を務めるなど、営業現場の経験が豊富であります。平成28年 6 月からは常務取締役として法人戦略・リテール戦略・事務統括・システム部門を統括するなど、業務全般を熟知しており、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者といいたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 行 株 式 の 数
5	たかはし ひろあき 高橋 博昭 (昭和36年1月29日生) 再 任	昭和59年4月 当行入行 平成19年4月 同 本店営業部長代理兼営業渉外課長 平成21年4月 同 平舘支店長 平成23年6月 同 審査部長 平成26年6月 同 東京営業部長 平成26年7月 同 執行役員東京営業部長 平成28年6月 同 常務取締役（現任） (審査部、市場金融部担当)	1,100株
	【取締役候補者とした理由】 平成26年7月から執行役員東京営業部長を務めたほか、平成28年6月からは常務取締役として事務統括・システム・審査・市場金融部門を統括するなど、業務全般を熟知しており、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者といたしました。		
6	さとう もとむ 佐藤 求 (昭和36年2月13日生) 再 任	昭和58年4月 当行入行 平成17年10月 同 緑が丘支店長 平成20年10月 同 事務開発部長代理 平成21年4月 同 事務開発部副部長 平成23年7月 同 事務開発部長 平成25年4月 同 システム部長 平成27年7月 同 執行役員システム部長 平成28年6月 同 取締役システム部長 平成29年7月 同 取締役事務統括部長（現任）	600株
	【取締役候補者とした理由】 営業店長のほか、人事・営業企画・システム部門等での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。平成23年7月からは部長、平成27年7月からは執行役員、平成28年6月からは取締役としてシステム部門を統括、その後、平成29年7月からは事務部門を統括するなど、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 する 当 行 株 式 の 数
7	さ さ き やすし 佐々木 泰司 (昭和36年6月23日生) 再 任	昭和59年4月 当行入行 平成17年10月 同 人事部長代理 平成21年4月 同 遠野支店長 平成24年6月 同 リスク管理部長兼金融商品管理室長 平成25年4月 同 リスク統括部長兼金融商品管理室長 平成27年6月 同 総合企画部長 平成28年6月 同 取締役総合企画部長（現任）	1,320株
【取締役候補者とした理由】 営業店長のほか、人事・リスク管理・企画部門等での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。平成24年6月からはリスク管理部長、平成27年6月からは総合企画部長を務めたほか、平成28年6月からは取締役として、総合企画部門を統括しており、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者いたしました。			
8	みうら ひろし 三浦 宏 (昭和18年3月1日生) 再 任 社外取締役候補者 独立役員	昭和43年4月 株式会社岩手日報社入社 平成7年7月 同 編集局長 平成8年6月 同 取締役編集局長 平成12年6月 同 常務取締役総務局長 平成14年6月 同 専務取締役総務局長 平成16年6月 同 代表取締役社長 平成21年6月 当行取締役（現任） 平成26年6月 株式会社岩手日報社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社岩手日報社代表取締役会長	0株
【社外取締役候補者とした理由】 株式会社岩手日報社の代表取締役会長として、同社の業務執行者の地位にあります。引き続き、経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 する 当 行 株 式 の 数
9	たかはし あつし 高橋 温 (昭和16年7月23日生) 再 任 社外取締役候補者 独 立 役 員	昭和40年4月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社） 入行 平成3年6月 同 取締役業務部長 平成5年6月 同 常務取締役企画部長 平成7年2月 同 常務取締役 平成9年6月 同 専務取締役 平成10年3月 同 取締役社長 平成17年6月 同 取締役会長 平成23年4月 同 相談役 平成23年6月 当行取締役（現任） 平成23年6月 京王電鉄株式会社取締役（現任） 平成28年7月 三井住友信託銀行株式会社特別顧問（現任） (重要な兼職の状況) 三井住友信託銀行株式会社特別顧問 京王電鉄株式会社取締役	1,000株
【社外取締役候補者とした理由】 平成23年3月まで住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）の取締役会長を務め、現在は同社の特別顧問であるほか、京王電鉄株式会社の社外取締役を務めております。引き続き、金融機関経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 する 当 行 株 式 の 数
10	う べ ふみお 宇部 文雄 (昭和23年5月13日生) 再 任 社外取締役候補者 独 立 役 員	昭和48年4月 東北電力株式会社入社 平成17年6月 同 執行役員秘書室長 平成19年6月 同 上席執行役員東京支社長 平成21年6月 同 常務取締役支店統轄 平成22年6月 同 取締役副社長 平成24年6月 同 退任 平成24年7月 一般社団法人東北経済連合会副会長 平成25年6月 当行取締役（現任） 平成27年6月 東北生産性本部会長（現任） （重要な兼職の状況） 東北生産性本部会長	0株
【社外取締役候補者とした理由】 平成24年6月まで東北電力株式会社の取締役副社長を務めたほか、平成27年6月まで一般社団法人東北経済連合会副会長を務め、現在は東北生産性本部の会長を務めております。引き続き、経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 当行は、三浦宏氏が代表取締役会長を務める株式会社岩手日報社に対し、貸出金等の取引があります。他の取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 三浦宏氏、高橋温氏、宇部文雄氏は、現在、当行の取締役であり、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって、三浦宏氏が9年、高橋温氏が7年、宇部文雄氏が5年となります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
 当行は、社外取締役候補者三浦宏氏、高橋温氏、宇部文雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。3氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の監査役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当行における地位	取締役会の出席状況
1	ちば ゆうじ 千 葉 祐 嗣	常勤監査役 新任	11回/11回 (100%)
2	お ばら しのぶ 小 原 忍	監査役 新任 社外 独立	14回/14回 (100%)
3	よし だ みず ひこ 吉 田 瑞 彦	監査役 新任 社外 独立	14回/14回 (100%)
4	すが わら えつ こ 菅 原 悦 子	— 新任 社外 独立	—

(注) 千葉祐嗣氏は、平成29年6月22日の監査役就任以後に開催の取締役会11回の全てに出席しております。

監査等委員である取締役候補者

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 行 株 式 の 数
1	ちば ゆうじ 千葉 祐嗣 (昭和35年 5月24日生) 新任	昭和59年 4 月 当行入行 平成15年 4 月 同 人事部長代理 平成19年10月 同 金ヶ崎支店長 平成22年 4 月 同 事務管理部副部長 平成25年 4 月 同 監査部長 平成28年 4 月 同 理事監査部長 平成28年 7 月 同 執行役員監査部長 平成29年 6 月 同 常勤監査役（現任）	400株
	【取締役候補者とした理由】 平成25年以降、4年間にわたって監査部長を経験、平成29年6月からは常勤監査役を務めており、取締役の職務執行の監査を的確、公正、効率的に遂行できる知識・経験と十分な社会的信用を有していることから、監査等委員である取締役候補者いたしました。		
2	おばら しのぶ 小原 忍 (昭和33年 3月16日生) 新任 社外取締役候補者 独立役員	昭和55年 4 月 北海道放送株式会社入社 平成 2 年12月 株式会社岩手めんこいテレビ入社 平成16年 6 月 同 取締役 平成17年 6 月 株式会社マ・シェリ代表取締役社長 平成18年 6 月 株式会社岩手めんこいテレビ常務取締役 平成21年 6 月 同 専務取締役 平成24年 6 月 当行監査役（現任） 平成27年 6 月 株式会社岩手めんこいテレビ取締役副社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社岩手めんこいテレビ取締役副社長	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 株式会社岩手めんこいテレビ取締役副社長の要職にあり、引き続き、経営者としての豊富な経験や幅広い識見を当行の監査体制に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。同氏は、現在当行の監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行 株式の数
3	よしだ みずひこ 吉田 瑞彦 (昭和31年1月2日生) 新任 社外取締役候補者 独立役員	平成元年4月 日本弁護士連合会登録 平成11年9月 吉田瑞彦法律事務所開設 平成18年4月 岩手弁護士会会長 平成18年4月 日本弁護士連合会理事 平成20年4月 岩手県公益認定等審議会会長（現任） 平成22年12月 岩手県収用委員 平成27年6月 当行監査役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士	0株
【社外取締役候補者とした理由】 過去において会社経営の経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、引き続き、幅広い法律知識や識見を当行の監査体制に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。同氏は、現在当行の監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。			
4	すがわら えつこ 菅原 悦子 (昭和28年5月20日生) 新任 社外取締役候補者 独立役員	昭和62年4月 岩手大学教育学部助手 平成元年4月 同 講師 平成5年4月 同 助教授 平成11年4月 同 教授 平成22年4月 同 副学長 平成27年3月 同 理事・副学長（現任） （重要な兼職の状況） 国立大学法人岩手大学理事・副学長	0株
【社外取締役候補者とした理由】 過去において会社経営の経験はありませんが、国立大学法人岩手大学の理事・副学長として同大学の要職にあり、学識経験者としての専門的知識や幅広い識見を当行の監査体制に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 当行は、吉田瑞彦氏に対し通常の貸出金取引があります。また、菅原悦子氏が理事を務める国立大学法人岩手大学と当行が共同で運営する「事業所内保育所」の新築工事に際し、平成29年12月に同大学に対し寄付を行っております。他の取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役との責任限定契約について

当行は、社外取締役候補者小原忍氏、吉田瑞彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。両氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、菅原悦子氏が選任された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

当行の取締役の報酬額は、平成25年6月21日開催の第131期定時株主総会において、賞与を含めた報酬として年額260百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、役員賞与を含め「年額260百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）」とさせていただきたいと存じます。なお、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は12名（うち社外取締役は3名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件」が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案**監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当行の監査役の報酬額は、平成25年6月21日開催の第131期定時株主総会において、年額60百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額60百万円以内」とさせていただきたいと存じます。なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

現在の監査役は4名（うち社外監査役は3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案**取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額および内容決定の件**

当行の取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、平成25年6月21日開催の第131期定時株主総会において、役員賞与を含めた取締役の報酬額とは別枠で、年額80百万円以内の範囲で割り当てることをご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、第5号議案による取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額「年額260百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）」とは別枠で、取締役に対して、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額80百万円以内」の範囲で割り当てることとさせていただきたいと存じます。

具体的な報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。各取締役に対する支給時期、配分等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

現在の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与対象者となる取締役は 9 名ですが、第 2 号議案「定款一部変更の件」および第 3 号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）10 名選任の件」が原案通り承認可決されまると、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与対象者となる取締役は 7 名となります。

本議案は、第 2 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

新株予約権を割り当てる理由およびその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

取締役の報酬と株式価値との連動性を強め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主のみなさまと共有することで、業績向上および企業価値向上に対する貢献意欲や株主重視の経営意識を一層高めることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の総数

300 個を、各事業年度に係る当行定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合、およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当行普通株式 30 千株を、各事業年度に係る当行定時株主総会の日から 1 年以内の日に発

行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズモデル」により算定された新株予約権の公正価額を払込金額とする。

なお、新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当行に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当行取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使するものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

上記（1）から（7）の細則および新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当行取締役会において定めるものとする。

以 上

社外役員の独立性判断基準

当行では、社外役員（社外取締役・社外監査役）の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足することを前提としつつ、社外役員の独立性基準を以下の各要件に該当しないものと定め、原則として社外役員（候補者を含む）が各要件に該当しない場合、独立社外役員に該当するものいたします。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている会計専門家または法律専門家等
4. 当行の会計監査人または当該会計監査人の社員等
5. 当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主もしくはその業務執行者
6. 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者もしくはその業務執行者
7. 次に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
 - (1) 上記1. から6. に該当する者
 - (2) 当行およびその子会社の業務執行者
8. その他、当行の一般株主との間で上記1. から7. までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがある者

* 「主要な取引先」の定義

当行を主要な取引先とする者

（通常取引）直近事業年度における売上高に占める当行の割合（2%以上）を基準に判定する

（融資取引）当行が最上位の与信先であり、かつ、当行の融資方針の変更が甚大な影響を与える場合

当行の主要な取引先

（融資取引）当行の総資産の1%以上の貸付を行っている場合

（預金取引）当行の総預金の1%以上の預金を受けている場合

添付書類

第136期（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

① 主要な事業内容

当行は、岩手県と隣接地域を営業基盤として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務および信託業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融サービスを提供しております。

② 金融経済環境

平成29年度の国内経済については、年度前半は海外経済の回復を受けてアジア向けを中心に輸出が持ち直し、好調な企業収益を背景として人手不足に対応した省力化投資などの設備投資が増加したほか、雇用・所得環境の改善等から個人消費は持ち直しの動きが続きました。年度後半においても、経済財政政策に大きな変更がなかったことなどから、基本的に年度前半の動きをたどり、緩やかな回復傾向が継続する状況となりました。

当行が主たる営業基盤とする岩手県内経済については、企業における人手不足の影響などが懸念されましたが、前年度からの持ち直しの動きを継続し全体的には緩やかな回復の動きとなりました。個人消費は、年度前半は持ち直しの動きが続きましたが、その後は乗用車販売台数がマイナス基調に転じるなど足踏み感が見られました。また、生産活動は主力の電子部品・デバイスの増産が続いたものの、輸送機械がややマイナスとなったほか、食料品も弱含みの動きとなりました。一方で、住宅投資は、主力の持家が減少したものの、分譲や貸家が前年を上回ったほか、公共投資は、復興道路工事や災害復旧工事の大型発注を要因に前年を上回る動きとなりました。

金融市場においては、長短金利操作付き量的・質的金融緩和が継続されているなかで、米国金利の上昇から本邦金利への押し上げ圧力もありましたが、概ねゼロ％程度で推移しました。当年度末における短期金利（無担保コール翌日物）は△0.068％、長期金利（新発10年国債）は0.045％となりました。

③ 事業の経過および成果

当事業年度は、平成28年度から30年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン2nd stage～The・イノベーション～」の2年目として、震災復興からのさらなる発展へ向かう取組みを支援するとともに、次世代を支える新たな産業の育成・振興に注力することにより、地域経済の復興・発展に取組んでまいりました。

○東日本大震災からの復興に向けた取組み

震災からの早期復旧・復興を支援するため、各種ファンドによる投融資のほか、ビジネスマッチングなどの本業支援、事業承継などのさまざまなニーズへの対応、および財務支援アドバイスなど、事業再建から再建後のフォローアップまで、きめの細かい支援活動を行っております。また、住宅再建を目指すお客さまには、お気軽にご相談いただける受付窓口の拡充、質の高いコンサルティング機能の提供を目的として、「いわぎん住宅ローンデスク釜石」および「いわぎん住宅ローンデスク宮古」を設置したほか、地元お取引先の大規模地震リスク対策として、震災時元本免除特約付き融資「バックアップ・プラン」を創設しました。

○商品・サービス

お客さまの利便性の向上を図るため、ＩＣキャッシュカードの発行を店頭で行うことができる「店頭即時発行サービス」や、ローンのご相談等の際にご来店時間の指定ができる「Web来店予約サービス」を導入しました。また、「いわぎんアプリ」への決済機能の追加や「いわぎんフリーローン＜クイックα＞WEB完結サービス」の取扱開始など、スマートフォンやパソコンを使った来店不要の取引サービスの充実にも努めております。

フィンテックへの取組みとしては、他の金融機関などとともに、ブロックチェーン技術を活用した金融サービスプラットフォームの共同構築を開始しました。引続き、本プラットフォームの特徴を生かして、便利で価値あるサービスの開発を進めてまいります。

○地域活性化への取組み

岩手県内27市町村と提携した地方創生に関する連携協定に基づく取組みとして、「いわぎん空き家活用・解体ローン」の協定を締結し、各市町村の移住・定住対策および空き家対策事業を通じた地域活性化への支援を行いました。また、クラウドファンディングの組成、女性起業セミナー、副業受入プロジェクトなどの地域に密着した取組みに対して、自治体や地元お取引先との連携を図りながら支援を行いました。

社会貢献活動・CSR活動としては、国の重要文化財に指定されている「岩手銀行赤レンガ館」で、マンスリーイベントとしてピアノやバイオリンのコンサートを開催しているほか、多目的ホールを地域の皆さまの展示会や発表会等にご利用いただくなど、地域の賑わい創出や文化振興活動に取組んでおります。

○店舗施策・ATM

店舗施策としては、震災後、仮店舗で営業を行っていた山田支店を新築開店したほか、店舗の老朽化に伴い遠野支店を移転開店しました。また、効率的な営業体制を構築し、お客さまへより一層質の高い金融サービスを提供するため、仙台地区の長町支店を新築し、同一の建物内に美田園支店を移転したほか、八戸地区の田面木支店を根城支店内に移転する「支店内支店」方式による統合を行いました。

ATMサービスについては、当行本支店あての即時振込の時間帯拡大や通帳磁気ストライプの修復機能の追加など、より便利にご利用いただける機能を充実させたほか、海外発行カード対応ATMで取扱いできるカードブランドを拡大するなど、お客さまの幅広いニーズにお応えする環境を整えております。

(主要勘定および損益の状況)

このような施策のもと、営業活動および地域貢献活動に取り組んだ結果、当行の業績は次のようになりました。

○預金等

預金および譲渡性預金は、公金預金が減少したものの、法人預金や個人預金が増加したことから期中93億円増加し、期末残高は3兆2,891億円となりました。

なお、預り資産は、保険や公共債の残高が増加したことから、期中73億円増加し、期末残高は2,719億円となりました。

○貸出金

貸出金は、地方公共団体向け貸出が減少したものの、中小企業向け貸出や個人向け貸出が増加したことから、期中492億円増加し、期末残高は1兆7,559億円となりました。

○有価証券

有価証券は、国債などの運用残高が減少したことから、期中454億円減少し、期末残高は1兆3,015億円となりました。

○損益の状況

経常収益は、資金運用利回りの低下により貸出金利息などの資金運用収益が減少したものの、株式等の有価証券売却益が増加したことなどにより、前期比4億69百万円増収の419億54百万円となりました。

経常費用は、預金等利息などの資金調達費用が減少したことなどにより、前期比40百万円減少の339億37百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比5億10百万円増益の80億17百万円となりました。また、当期純利益は、前年に退職給付制度改定益を計上した反動などにより、前期比1億43百万円減益の54億74百万円となりました。

④ 対処すべき課題

当行は、平成28年4月にスタートした中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン 2nd stage～The・イノベーション～」のテーマとして、「逆境を克服するためイノベーションに挑戦し、地域とともに勝ち残る」を掲げており、イノベーションによっていち早く環境に適應するとともに、地方創生を強力に推進し地域と一体となって成長していくことを目指しております。

中期経営計画では「組織文化の変革による収益力の強化～かわる～」 「地方創生と震災復興への力強い取組～ともにいきる～」 「ステークホルダーへのきめ細やかな対応～つながる～」の3つを基本方針とし、各種施策の推進に役職員が一丸となって取組んでおります。計画2年目である平成29年度は、当初の計画を上回る利益水準を確保することができましたが、貸出金や有価証券運用利回りの低下による利鞘の縮小が続いているほか、人口減少によるマーケットの縮小も懸念されることなどから、当行を取り巻く経営環境は一層厳しさを増していると認識しております。

こうした状況を打破し、当行が将来に亘って安定的な経営基盤を確保していくためには、長期ビジョン「地域の牽引役として圧倒的な存在感を示すとともに、トップクオリティバンクとしての地位を確立する」の実現に向けた取組みが重要であり、引続き、地元の中小企業の皆さまや個人のお客さま向けの貸出の拡大、地方創生と震災復興の強力な推進、そして、お客さま本位のサービス・機能の追求などに向けて、金融仲介機能の質の向上に取組んでまいりたいと考えております。

当行は、「地域社会の発展に貢献する」「健全経営に徹する」の経営理念のもと、地域との共存共栄を目指してまいりました。今後も、イノベーションへの挑戦と地方創生への取組みなどにより、地域と一体となった発展を目指してまいりますので、皆さまのご理解とご協力、そして、一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預 金	30,538	30,012	30,561	30,801
定期性預金	12,163	11,869	11,689	11,759
その他	18,374	18,143	18,871	19,041
社 債	－	－	－	－
新株予約権付社債	120	112	112	106
貸 出 金	17,410	17,728	17,066	17,559
個人向け	3,527	3,641	3,795	3,946
中小企業向け	5,201	5,208	5,213	5,606
その他	8,681	8,878	8,057	8,005
商品有価証券	0	－	－	－
有 価 証 券	13,823	13,208	13,470	13,015
国 債	4,823	4,353	3,987	3,269
地 方 債	2,678	2,848	3,179	3,311
その他	6,320	6,006	6,303	6,434
総 資 産	35,457	35,167	35,499	35,545
内 国 為 替 取 扱 高	195,252	191,158	188,318	186,021
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 207	百万ドル 178	百万ドル 206	百万ドル 260
経 常 利 益	百万円 11,185	百万円 11,161	百万円 7,507	百万円 8,017
当 期 純 利 益	百万円 7,338	百万円 7,081	百万円 5,618	百万円 5,474
1株当たり当期純利益	円 銭 413 24	円 銭 398 77	円 銭 314 40	円 銭 305 73

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、損益計算書上の当期純利益を、期中の平均発行済株式数（自己株式を控除）で除して算出しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経 常 収 益	444	465	458	471
経 常 利 益	112	111	79	82
親会社株主に帰属する当期純利益	73	71	101	55
包 括 利 益	242	16	51	61
純 資 産 額	1,926	1,930	1,982	2,033
総 資 産	35,459	35,143	35,524	35,568

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1, 4 8 1人	1, 4 7 2人
平 均 年 齢	3 8 年 5 月	3 8 年 7 月
平 均 勤 続 年 数	1 6 年 2 月	1 6 年 4 月
平 均 給 与 月 額	3 5 0 千円	3 5 1 千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
岩 手 県	9 0 店	(うち出張所 1)	9 0 店	(うち出張所 1)
宮 城 県	9 店	(-)	9 店	(-)
青 森 県	7 店	(-)	7 店	(-)
秋 田 県	1 店	(-)	1 店	(-)
東 京 都	1 店	(-)	1 店	(-)
計	1 0 8 店	(うち出張所 1)	1 0 8 店	(うち出張所 1)

- (注) 1. 上記の営業店のうち3店（大船渡支店、大槌支店、気仙沼支店）については仮設店舗で営業を行っているほか、2店（はまゆり支店、田面木支店）については同一建物内において複数店舗が営業する形態（支店内支店）となっております。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を221カ所（前年度末225カ所）設置しております。

□ 当年度の新設営業所

該当事項はありません。

(注) 次の店舗外現金自動設備を設置および廃止いたしました。

① 当年度中に設置した店舗外現金自動設備（3カ所）

アバッセたかた（陸前高田市） よこまちストア田面木店（八戸市）
マイヤ気仙沼バイパス店（気仙沼市）

② 当年度中に廃止した店舗外現金自動設備（7カ所）

マイヤ竹駒店（陸前高田市） A P P I（八幡平市）
大東支所（一関市） 中野（盛岡市）
岩手広域交流センター（岩手町） 八幡町（山田町）
盛岡市場総合食品センター（盛岡市）

ハ 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	金 額
設 備 投 資 の 総 額	2,104

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
1. 長町支店の新築	448
2. ソフトウェアの導入・更改	317
3. 遠野支店の新築	282
4. 山田支店の新築	237

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
いわぎんビジネスサービス株式会社	盛岡市中央通一丁目2番3号	現金の精算・整理業務等	昭和54年9月4日	10百万円	100.0%	－
いわぎんリース・データ株式会社	盛岡市中ノ橋通一丁目5番31号	電算機による処理受託業務、リース業務等	昭和47年4月1日	30百万円	100.0%	－
株式会社いわぎんディーシーカード	盛岡市中ノ橋通一丁目2番14号	クレジットカード業務、信用保証業務等	平成元年8月1日	20百万円	100.0%	－
株式会社いわぎんクレジットサービス	盛岡市盛岡駅前通14番10-301号	クレジットカード業務、信用保証業務等	平成元年8月1日	20百万円	100.0%	－

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービス等（以下、コンビニＡＴＭサービスという）を行っております。また、株式会社りそな銀行、株式会社ファミリーマート、富士通株式会社、富士通フロンテック株式会社との提携によるＡＴＭ共同運用サービス「バンクタイム」により、コンビニＡＴＭサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重 要 な 兼 職	その他
高 橋 真 裕	取締役会長（代表取締役）		
田 口 幸 雄	取締役頭取（代表取締役）		
加 藤 裕 一	専務取締役		
岩 田 圭 司	常務取締役		
三 浦 茂 樹	常務取締役		
菊 地 美貴男	常務取締役		
高 橋 博 昭	常務取締役		
佐 藤 求	取 締 役（事務統括部長）		
佐々木 泰 司	取 締 役（総合企画部長）		
三 浦 宏	取 締 役（社外役員）	株式会社岩手日報社 代表取締役会長	
高 橋 温	取 締 役（社外役員）	三井住友信託銀行株式会社 特別顧問 京王電鉄株式会社 取締役	
宇 部 文 雄	取 締 役（社外役員）	東北生産性本部 会長	
千 葉 祐 嗣	常勤監査役		
望 月 正 彦	常勤監査役（社外役員）		
小 原 忍	監 査 役（社外役員）	株式会社岩手めんこいテレビ 取締役副社長	
吉 田 瑞 彦	監 査 役（社外役員）	弁護士	

- (注) 1. 平成29年6月22日開催の第135期定時株主総会終結の時をもって、監査役 佐藤克也氏は辞任いたしました。
2. 社外取締役（三浦宏、高橋温、宇部文雄の3氏）および社外監査役（望月正彦、小原忍、吉田瑞彦の3氏）につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	12名	268 (72)
監 査 役	5名	42 (－)
計	17名	311 (72)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、平成29年6月22日開催の第135期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名が含まれております。
3. 上記には、当年度に繰入した役員賞与引当金25百万円（取締役25百万円）、株式報酬型新株予約権46百万円（取締役46百万円）を含めており、これらの合計額を括弧内に内書きしております。
4. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬として29百万円（使用人分給与23百万円、使用人分賞与6百万円）を支給しております。
5. 第131期定時株主総会で定められた取締役および監査役の報酬限度額は、次のとおりであります。

取締役 年額260百万円以内

（ただし使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない）

株式報酬型新株予約権 年額80百万円以内

監査役 年額60百万円以内

(3) 責任限定契約

当行は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
三 浦 宏	株式会社岩手日報社 代表取締役会長
高 橋 温	三井住友信託銀行株式会社 特別顧問 京王電鉄株式会社 取締役
宇 部 文 雄	東北生産性本部 会長
小 原 忍	株式会社岩手めんこいテレビ 取締役副社長
吉 田 瑞 彦	弁護士

(注) 当行は、三浦宏氏が代表取締役を務める株式会社岩手日報社と通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
三 浦 宏	8年9月	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
高 橋 温	6年9月	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席しております。	金融機関経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
宇 部 文 雄	4年9月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
望 月 正 彦	1年9月	当期開催の取締役会14回のうち13回および監査役会14回のうち13回に出席しております。	行政経験者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。
小 原 忍	5年9月	当期開催の取締役会14回および監査役会14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。
吉 田 瑞 彦	2年9月	当期開催の取締役会14回および監査役会14回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的見地から、適宜質問し意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	32	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)の内容に対する社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 49,450千株
 発行済株式の総数 18,497千株
 (注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

6,887名

(3) 大株主

(年度末現在)

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	951千株	5.31%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	856	4.78
岩手県企業局	611	3.41
岩手県	576	3.21
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	485	2.70
明治安田生命保険相互会社	481	2.68
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	421	2.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	374	2.09
岩手銀行行員持株会	318	1.77
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY	311	1.74

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行は、自己株式591千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 4. 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 草野和彦 指定有限責任社員 奥村始史 指定有限責任社員 成島徹	56	信用リスク・アセット算出に関する規制要件の解釈に係る助言サービス業務およびC R Sに係るアドバイザリー業務

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性等を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
3. 当年度中に、平成29年3月期英文財務諸表の監査報酬として、有限責任 あずさ監査法人に1百万円を支払いしております。
4. 当行および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は58百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会が会計監査人の選解任等について決定・判断するプロセスは、次のようなものであります。

監査役会は、平素より当行の経理・財務部門等（以下、「経営執行部門」といいます。）と連携を図り、現任の会計監査人に関して、公認会計士または監査法人の概要、欠格事由の有無、内部管理体制、監査報酬の水準、会計監査人の独立性に関する事項等職務の遂行に関する事項（会社計算規則第131条）等について、監視・検証を行っております。また、監査役会は、事業年度毎に経営執行部門から会計監査人の活動実態と欠格事由や問題点の有無に関する定性的評価を求めるとともに、自らが事業年度を通じて、会計監査人から会計監査についての報告聴取、現場立ち合いを行い、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価を行い、選解任等の決定・判断を行っております。また、会計監査人を再任する場合においては、事業年度毎に、現任の会計監査人が再任に相応しい監査

活動を行っているかどうか、選解任等の決定・判断プロセスと同様に監視・検証しております。

なお、上記にかかわらず、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、会計監査人を解任する方針です。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、信頼性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、選任基準に基づき、会計監査人を再任せず、他の会計監査人の選任議案を株主総会に提出することを請求し、選任議案の内容を決定する方針です。

6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保する体制

当行の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当行の経営理念、行動憲章、行動規範等に基づき、率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を構築いたします。また、反社会的勢力との関係遮断を明確に定め、全役職員に徹底いたします。なお、これらを実現するための具体的手引書として、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、具体的実践計画として「コンプライアンスプログラム」を定めております。

コンプライアンス体制としましては、コンプライアンスに関する重要事項について常務会に代わって協議を行うコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス統括部署により法務関連事項の一元管理を行うほか、本部各部および営業店全店に法令遵守担当者を配置しております。さらに、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を制定し、法令違反等が生じた場合の早期対応を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）その他の情報は、「簿書保存規程」等に基づき、適切に保存し管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理の重要性を理解し、その管理プロセスに積極的に関与するとともに、リスク管理が適切に行われるための体制を構築いたします。そのため、リスク管理に関する基本的事項を「リスク管理基本規程」に定めております。

取締役会は、各種リスクの管理方針とリスク管理に係る重要事項の決定を行います。また、各種リスクの統合管理は常務会が行うほか、各種リスク管理の協議機関として、信用リスク委員会、ALM委員会、オペレーショナル・リスク委員会を置いております。

大規模災害をはじめ、当行の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合の行動基準や対応策等を明示し、来店客・役職員（家族）の人命尊重を最優先するとともに、一定水準以上の金融サービスを提供できる体制を確立するため、「業務継続計画」（BCP）を定めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会とともに、取締役会より委任を受けた重要事項を協議・決定する機関として常務会を設置しております。また、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は社外取締役とするほか、取締役会の意思決定機能の強化、業務執行の効率化等のため、取締役会の決議により別に執行役員を置いております。

取締役は、「業務執行規程」および「職務権限規程」に定める業務分掌と職務権限に基づきその職務を執行するとともに、使用人の職務に関する権限と責任をこれらの規程に明確にして行う体制としております。

(5) 当行および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行グループの企業集団としての業務の適正を確保するため、当行の取締役が主要な子会社等の役員に就任し、職務の執行状況を監視・監督しております。また、「関連会社管理規程」および「関連会社運営要領」に基づき、関係部署が子会社等における経営状況等を定期的にモニタリングするなど、グループ運営体制の整備に努めております。

連結経営に対応した子会社等の監視・監督を実効的かつ適正に行うために、当行の内部監査部署による内部監査、当行の監査役による業務監査および会計監査人による外部監査を実施しております。

当行と子会社等との取引について、「アームズ・レングス・ルール」の徹底を図っているほか、連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用を図っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査業務の補助は、「業務執行規程」に定める部署の所属行員が行っております。また、監査役がその職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めた場合は、業務を十分検証できる能力を有する者を配置し、その人事については取締役と監査役が意見交換することとしております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人が兼任で監査業務の補助を行う場合は、補助すべき期間中は取締役等の執行部門の指揮を離れ、監査役の指示、命令に従うこととしております。

取締役は、監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事異動および考課を行う場合には、監査役の意見を求めることとしております。

(8) 当行の取締役および使用人または子会社等の取締役等および使用人ならびにこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告しております。また、当行および当行取締役が役員に就任している子会社等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令違反、またはその疑いがあるものを発見した場合には、監査役に対し速やかに報告いたします。

当行および子会社等の取締役および使用人は、当行の監査役が業務および財産の状況を調査する場合、迅速かつ的確に対応し報告しております。

(9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して報告をした者について、人事上およびその他一切の不利益な処遇は行わないこととしており、行内規程に定めております。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行上必要な費用の前払いや償還の手続等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の半数以上を社外監査役とし、対外透明性を担保しております。また、監査役は、内部監査部署および会計監査人と連携し、効率的な監査を実施するよう努めております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度（第136期）における本基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

○業務執行の適正性および効率性の確保ならびにリスクマネジメント

定例取締役会を12回開催したほか、常務会を37回、コンプライアンス委員会を4回開催しました。また、各種リスク管理の協議機関として信用リスク委員会を4回、ALM委員会を12回、オペレーショナル・リスク委員会を4回開催しました。さらに、法令違反等を未然に防止する等の目的で内部通報制度を制定しています。

○グループとしての業務の適正性の確保

子会社等とのコンプライアンスに関する連絡会議を2回開催しました。また、内部監査部門、監査役および会計監査人による外部監査を実施しました。

○実効的な監査

監査役と内部監査部署による情報交換会を16回開催したほか、監査役と会計監査人による意見交換会を15回開催しました。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11. その他

該当事項はありません。

(平成30年3月31日現在)

貸借対照表

(単位：百万円)

[illegible]

第136期 (平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	41,954	そ の 他 経 常 費 用	451
資 金 運 用 収 益	31,241	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	181
貸 出 金 利 息	17,788	貸 出 金 償 却	0
有 価 証 券 利 息 配 当 金	13,406	株 式 等 売 却 損	56
コ ー ル ロ ー ン 利 息	△4	株 式 等 償 却	0
預 け 金 利 息	31	債 権 売 却 損	19
そ の 他 の 受 入 利 息	20	そ の 他 の 経 常 費 用	193
役 務 取 引 等 収 益	7,201	経 常 利 益	8,017
受 入 為 替 手 数 料	2,334	特 別 利 益	47
そ の 他 の 役 務 収 益	4,867	固 定 資 産 処 分 益	47
そ の 他 業 務 収 益	267	特 別 損 失	262
商 品 有 価 証 券 売 買 益	0	固 定 資 産 処 分 損	81
国 債 等 債 券 売 却 益	241	減 損 損 失	180
金 融 派 生 商 品 収 益	25	税 引 前 当 期 純 利 益	7,802
そ の 他 の 業 務 収 益	0	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,863
そ の 他 経 常 収 益	3,244	法 人 税 等 調 整 額	△535
株 式 等 売 却 益	2,317	法 人 税 等 合 計	2,327
金 銭 の 信 託 運 用 益	159	当 期 純 利 益	5,474
そ の 他 の 経 常 収 益	766		
経 常 費 用	33,937		
資 金 調 達 費 用	1,251		
預 金 利 息	510		
譲 渡 性 預 金 利 息	15		
コ ー ル マ ネ ー 利 息	18		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	66		
借 用 金 利 息	65		
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	547		
そ の 他 の 支 払 利 息	27		
役 務 取 引 等 費 用	3,483		
支 払 為 替 手 数 料	356		
そ の 他 の 役 務 費 用	3,126		
そ の 他 業 務 費 用	1,881		
外 国 為 替 売 買 損	151		
国 債 等 債 券 売 却 損	3		
国 債 等 債 券 償 還 損	1,725		
そ の 他 の 業 務 費 用	0		
営 業 経 費	26,869		

第136期末 (平成30年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	408,997	預 金	3,076,774
買 入 金 銭 債 権	4,276	譲 渡 性 預 金	203,346
金 銭 の 信 託	7,982	コールマネー及び売渡手形	2,337
有 価 証 券	1,298,807	債券貸借取引受入担保金	4,133
貸 出 金	1,752,658	借 用 金	13,602
外 国 為 替	2,497	外 国 為 替	7
そ の 他 資 産	60,027	新 株 予 約 権 付 社 債	10,624
有 形 固 定 資 産	17,309	そ の 他 負 債	21,949
建 物	5,887	役 員 賞 与 引 当 金	25
土 地	8,884	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,944
リ ー ス 資 産	236	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	18
建 設 仮 勘 定	157	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	450
その他の有形固定資産	2,143	偶 発 損 失 引 当 金	226
無 形 固 定 資 産	1,241	繰 延 税 金 負 債	10,748
ソ フ ト ウ ェ ア	1,081	支 払 承 諾	7,263
リ ー ス 資 産	94	負 債 の 部 合 計	3,353,453
その他の無形固定資産	65	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	4,542	資 本 金	12,089
繰 延 税 金 資 産	489	資 本 剰 余 金	5,666
支 払 承 諾 見 返	7,263	利 益 剰 余 金	151,236
貸 倒 引 当 金	△9,261	自 己 株 式	△2,988
		株 主 資 本 合 計	166,004
		その他の有価証券評価差額金	41,696
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3,358
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,167
		その他の包括利益累計額合計	37,170
		新 株 予 約 権	203
		純 資 産 の 部 合 計	203,378
資 産 の 部 合 計	3,556,832	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,556,832

招集通知

参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

第136期 (平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	47,168	特 別 利 益	47
資 金 運 用 収 益	31,267	固 定 資 産 処 分 益	47
貸 出 金 利 息	17,815	特 別 損 失	265
有 価 証 券 利 息 配 当 金	13,404	固 定 資 産 処 分 損	84
コ ー ル ロ ー ン 利 息	△4	減 損 損 失	180
及 び 買 入 手 形 利 息	31	税金等調整前当期純利益	8,065
預 け 金 利 息	20	法人税、住民税及び事業税	3,043
そ の 他 の 受 入 利 息	8,250	法 人 税 等 調 整 額	△498
役 務 取 引 等 収 益	4,402	法 人 税 等 合 計	2,544
そ の 他 業 務 収 益	3,249	当 期 純 利 益	5,520
そ の 他 経 常 収 益	1	非支配株主に帰属する当期純損失	3
償 却 債 権 取 立 益	3,247	親会社株主に帰属する当期純利益	5,523
そ の 他 の 経 常 収 益			
経 常 費 用	38,885		
資 金 調 達 費 用	1,254		
預 金 利 息	510		
譲 渡 性 預 金 利 息	14		
コ ー ル マ ネ ー 利 息	18		
及 び 売 渡 手 形 利 息	66		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	69		
借 用 金 利 息	574		
そ の 他 の 支 払 利 息	3,112		
役 務 取 引 等 費 用	5,521		
そ の 他 業 務 費 用	28,108		
営 業 経 費	888		
そ の 他 経 常 費 用	597		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	290		
そ の 他 の 経 常 費 用			
経 常 利 益	8,283		

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	草野和彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥村始史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成島 徹	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岩手銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第136期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	草野和彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥村始史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成島 徹	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岩手銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第136期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、常務会、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社等からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

株式会社 岩手銀行 監査役会

常勤監査役	千 葉 祐 嗣	㊞
常勤監査役	望 月 正 彦	㊞
(社外監査役)		
社外監査役	小 原 忍	㊞
社外監査役	吉 田 瑞 彦	㊞

以 上

＜インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、平成30年6月21日（木）午後5時15分までに行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当行の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただくことによってのみ実行可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
詳細につきましては、後記のヘルプデスクにお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。
5. 議決権行使プラットフォームについて（機関投資家のみなさまへ）
管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

＜システム等に関するお問い合わせ先＞

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電 話	0120-173-027（通話料無料）
受付時間	午前９時から午後９時まで

株主総会会場ご案内略図

会 場

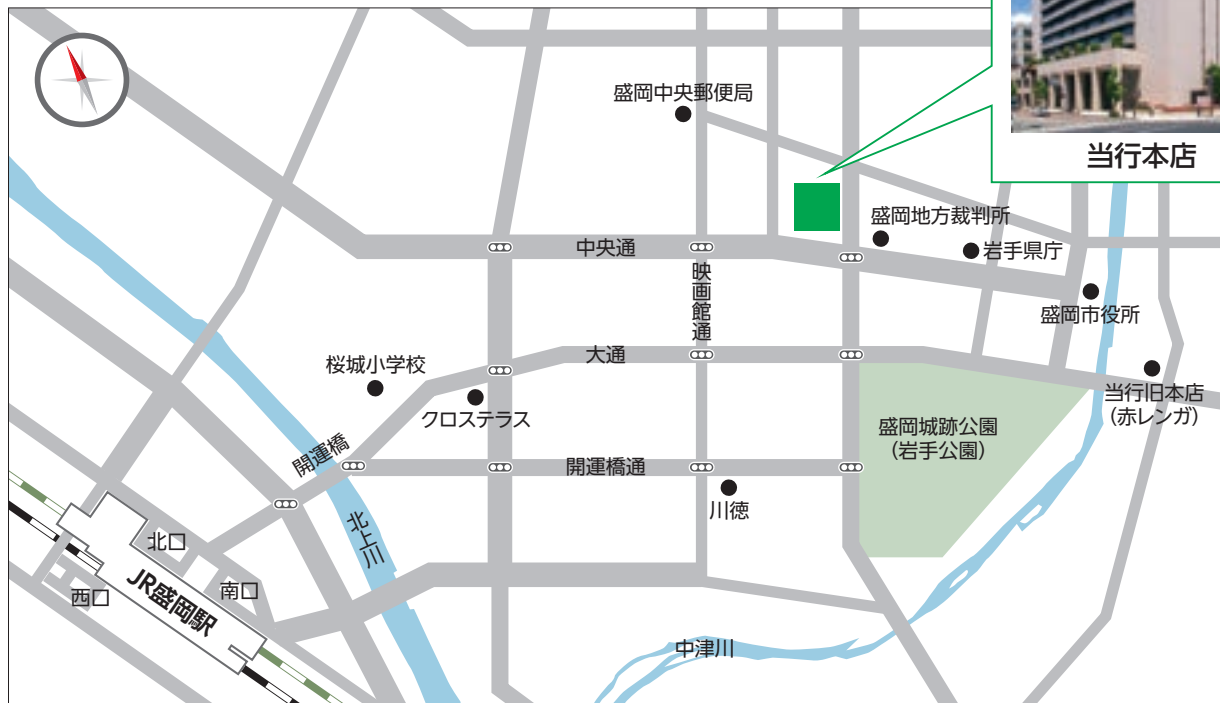
岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
岩手銀行本店9階会議室

電 話

019 (623) 1111 (代表)



当行本店



【お願い】駐車台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。